

芦屋市条例第 27 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和 48 年芦屋市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が 1 月から 6 月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得を有する者について</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が 1 月から 6 月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得を有する者について</p>

改正後	改正前
<p>は、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が<u>80万9千円</u>以下である者をいう。</p> <p>(20) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「<u>80万9千円</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>（受給資格）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>は、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が<u>80万円</u>以下である者をいう。</p> <p>(20) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「<u>80万円</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>（受給資格）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。</p>

改正後	改正前
<p>ア 区分Ⅰ 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。）の合計額が<u>80万9千円</u>以下であること。</p> <p>イ 区分Ⅱ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9千円</u>以下であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ア 区分Ⅰ 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。）の合計額が<u>80万円</u>以下であること。</p> <p>イ 区分Ⅱ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万円</u>以下であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和7年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。